介護サービスの自己負担（1割・2割・3割）判定シート

社畜眼鏡｜YouTube「65歳以上の介護サービス、自己負担が2割・3割になる年金収入等の線は280万円と340万円｜本人の所得の条件と、2人以上の世帯の線【2026年8月〜の負担割合証】」の数字のまとめと、自分の数字を書き込むページ

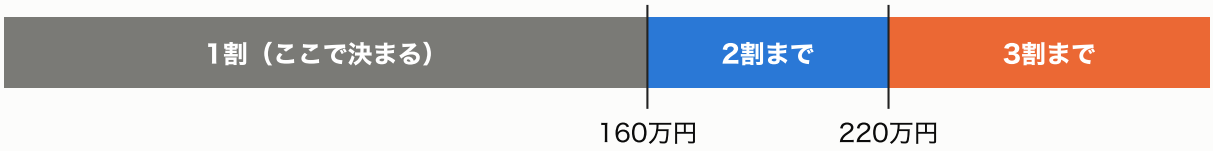
このシートは、厚生労働省の資料の数字を、2026年11月3日に確かめてまとめたものです。線は判定の基準で、目標の額ではありません。「第一号被保険者」は原則65歳以上の人です。この線は第一号被保険者のもので、40歳以上65歳未満の第2号被保険者は一律に1割です。

> 令和8年7月31日の通知によります。令和8年8月1日の判定の負担割合証は、令和9年7月31日まで有効です。2割になる範囲の見直しは、検討の段階で、決まっていません（9を参照）。

1. 判定の線

	第一号被保険者が本人のみ	第一号被保険者が2人以上
2割の線　本人の合計所得金額	160万円以上	160万円以上
3割の線　本人の合計所得金額	220万円以上	220万円以上
2割の線　年金収入＋その他の合計所得金額	280万円以上	346万円以上
3割の線　年金収入＋その他の合計所得金額	340万円以上	463万円以上

1段目：本人の合計所得金額（万円）



160万円以上のときだけ、2段目に進む

2段目：年金収入＋その他の合計所得金額（万円）

第一号被保険者が本人のみ



第一号被保険者が2人以上



2割候補：本人の合計所得金額が160万円以上　3割候補：本人の合計所得金額が220万円以上

橙は3割になりうる帯（本人の合計所得金額が220万円以上のとき）。本人が160万円以上220万円未満なら、青までの2割

「本人のみ」「2人以上」は、同一世帯（住民基本台帳上の世帯が基本）の第一号被保険者の人数です。年金収入＋その他の合計所得金額は、本人と同じ世帯の第一号被保険者全員分の合計。2割は本人の合計所得金額160万円以上かつ合計が280万円以上（2人以上は346万円以上）、3割は本人の合計所得金額220万円以上かつ合計が340万円以上（2人以上は463万円以上）。通知の原文は「463万未満」と書かれています。

2. 三つの言葉

言葉	平成30年6月の資料による大まかな説明
合計所得金額	収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を引いた後で、基礎控除や人的控除などを引く前の所得金額
その他の合計所得金額	合計所得金額から、年金の雑所得を除いた額
年金収入	公的年金等の収入金額。利用者負担の判定に使う年金収入は課税年金に限る（令和8年10月26日の部会資料の表）
実際の判定	税制改正を反映した合計所得金額から、譲渡所得の特別控除を引いた額を使う（令和8年7月31日の通知）

3. 判定の順番

順	見るもの	判定
①	本人の合計所得金額	160万円未満なら1割
②	本人と同じ世帯の第一号被保険者全員の、年金収入＋その他の合計所得金額を足す	—
③	本人の合計所得金額160万円以上で、合計が280万円以上（2人以上は346万円以上）	2割
④	本人の合計所得金額220万円以上で、合計が340万円以上（2人以上は463万円以上）	3割

負担割合は世帯単位ではなく、第一号被保険者一人ひとりについて判定されます。資料の図の例：公的年金100万円のAさんと350万円のBさんが同じ世帯＝Aさん1割・Bさん2割。Bさんが別の世帯で一人になると図ではBさん3割（Aさんは1割のまま）。図には公的年金の額だけが書かれ、合計所得金額は書かれていません。

4. 線を使わずに1割になる場合

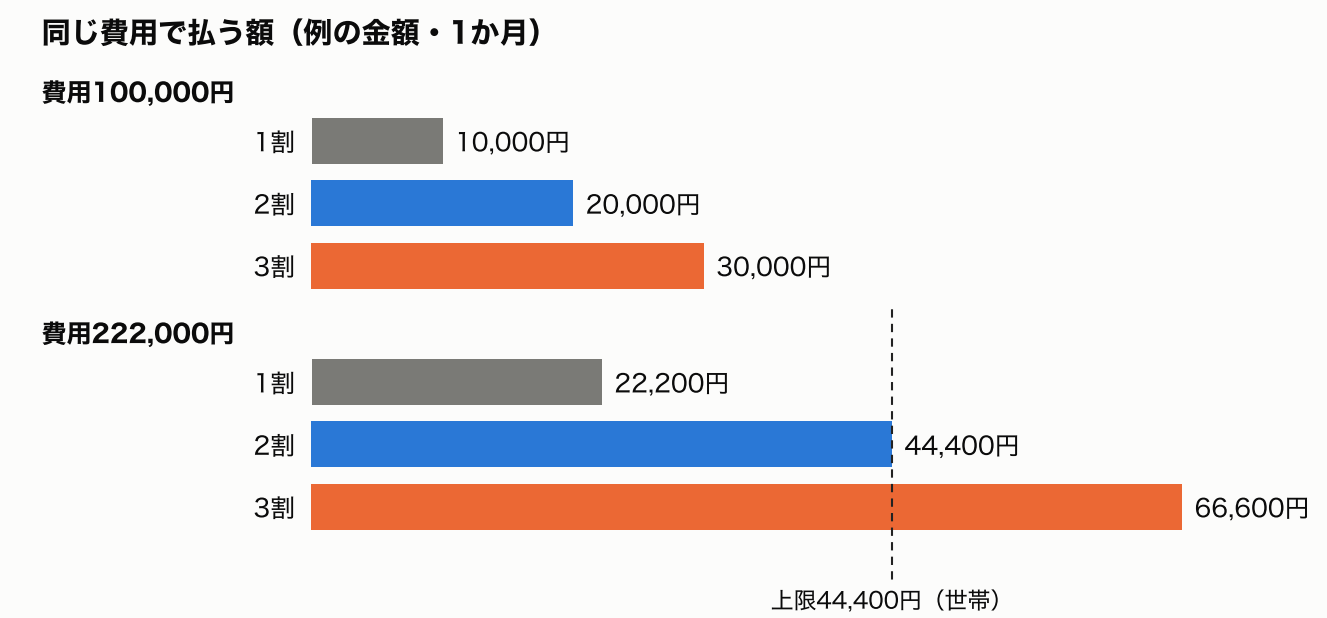
線を使わずに1割になる場合（通知の原文）
40歳以上65歳未満（第2号被保険者）は一律に1割
サービスを受けた年度分（4月〜7月は前年度分）の市町村民税が非課税の人（条例で免除の場合を含む）
生活保護の被保護者
市町村民税の未申告で前年の所得が不明の人は、判定の上では1割（あとで再判定されることがある）

5. いつの所得で、いつまで

	内容
基準日	毎年8月1日
使う所得	サービスを受けた日の属する年の前年（1月〜7月は前々年）。2026年8月1日の判定は2025年中の所得
負担割合証の有効期限	8月1日から翌年7月31日（2026年8月1日の判定は2027年7月31日まで）
年の途中	世帯が変わると前後の世帯の第一号被保険者も再判定。修正申告などで所得が変わると、その所得が判定に使われた期間の8月1日まで遡って差額を調整

6. 同じ費用で、払う額の違い（例の金額）

費用（例）	1割	2割	3割	3割と1割の差
100,000円	10,000円	20,000円	30,000円	20,000円（12か月で240,000円）
222,000円（＝44,400円÷2割）	22,200円	44,400円	66,600円	—



100,000円と222,000円は例の金額です（222,000円は上限44,400円÷2割）。費用の1割・2割・3割の部分だけの計算。222,000円の例の3割は、資料には「上限を超えて支払った分は高額介護サービス費が支給される」とあります。支給後は66,600円−22,200円＝44,400円（この資料の計算）。同じ世帯にほかの介護サービス利用者がいない場合の例で、別の利用者がいる世帯では上限を世帯で合わせて見るので、この計算はそのまま当てはまりません。

7. 高額介護サービス費の月の上限

高額介護サービス費の月の上限（令和8年7月31日の通知）	上限
市町村民税の課税世帯で、課税所得380万円未満の人がいる	世帯44,400円
同380万円以上690万円未満	世帯93,000円
同690万円以上	世帯140,100円
世帯全員が市町村民税非課税	世帯24,600円
非課税で年金収入等＋その他の合計所得金額が82.65万円以下、または老齢福祉年金の人	個人15,000円
生活保護の被保護者	個人15,000円

上限は負担割合とは別の基準（世帯の課税状況・課税所得）で決まります。

8. 2割・3割の人数

2割・3割の人数（令和7年3月現在）



サービス利用者は5,406,760人

令和7年3月現在。意見書の割合は2割が約4.3%、3割が約3.9%と書かれています。

9. 2割の範囲の見直し（検討中・決まっていない）

検討中のこと（決まっていない）	資料にある記述
意見書（令和7年12月25日）	判断基準の見直しを継続して検討し、令和9年度（第10期計画期間）より前までに結論を得る
意見書の選択肢	年金収入＋その他の合計所得金額 260万円～230万円（夫婦世帯326万円～296万円）、被保険者の上位約25%～約30%
配慮措置の案	負担増の上限を月7,000円／預貯金が一定額以下なら申請で1割に戻す
第137回部会（令和8年10月26日）	論点は「どのように考えるか」

10. わが家の数字を書き込む欄

書き込む欄	わが家
サービスを受ける人の、本人の合計所得金額	
同じ世帯の第一号被保険者は何人（本人のみ／2人以上）	
年金収入（課税年金）	
その他の合計所得金額	
合計（上の2つの足し算）	
負担割合証の「利用者負担の割合」	
負担割合証の有効期限	

このシートは目安です。負担割合は市町村が判定します。実際の割合は市町村から交付された負担割合証で確認してください。

確かめる視点：負担割合証の欄／本人の合計所得金額は160万円・220万円のどちら側か／同じ世帯の第一号被保険者は本人だけか2人以上か／合計は280万円・340万円（2人以上は346万円・463万円）のどの間か。

出典（2026年11月3日に確認）

厚生労働省老健局 介護保険最新情報 Vol.1532（令和8年7月31日）「介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて」の一部改正 別添1・別添2／同 介護保険制度の概要（令和7年7月）／同「平成30年8月から現役並みの所得のある方は…負担割合が3割になります」（平成30年6月）／社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和7年12月25日）・第136回（令和8年9月18日）資料2・第137回（令和8年10月26日）資料1

社畜眼鏡 PDF資料室（QR）
https://syatiku-me.com/pdf-shiryoshitsu/
社畜眼鏡 ブログ https://syatiku-me.com/